

農民の権利の立法化と種苗法一部改正に関する意見書

現在、国会において「種苗法の一部を改正する法案」が継続審議となっており、当事者の農家をはじめ国民の間でも議論が沸騰しているところである。

今回の改正案では、農業者による自家増殖について、登録品種において育成者権者による許諾制としている。育成者権者を適切に保護し、地域の風土にあった優れた品種の開発を促すことは、地域の農業振興を図るうえで大変重要である。一方でその強化が、これまで種子を利用し農業の発展に寄与してきた農業者の権利を束縛するのではないかとの不安が当市内の農業者にはある。

同法案の議論にあたっては、こうした農業者の不安を解消するよう、種子の開発者を守る「育成者権」と、種子の利用者を守る「農民の権利」が対立することを念頭に、両者のバランスに配慮することなど慎重に審議をすすめる必要がある。

このうち「育成者権」については、国際的には1961年に採択された「植物の新品種保護に関する国際条約」(UPOV91条約)が基になっており、日本は1978年に農産種苗法を「種苗法」として国内法を整備、1982年に加盟しており、同条約は1991年に新条約として改正、日本もこれに対応して1998年に「種苗法」を全面改正している。

一方の「農民の権利」は、国際的には2004年に「食料・農業植物遺伝資源国際条約」として明文化され、日本も2014年に加盟したが、これに基づく国内法はまだ整備されていない。いま、日本も提唱した国連「家族農業の十年」を迎えており、この機会に、二つの権利のバランスを図るため、「農民の権利」についても国内法を整備を図る必要があると考える。

従って、「育成者権」を強化する「種苗法」の一部改正にあたっては、一方で「農民の権利」についての立法化も進めることで、二つの権利のバランスを図ることなど慎重に審議を尽くすよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

令和2年9月30日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
農林水産大臣		

兵庫県丹波市議会
議長 林 時彦